

感染症による出席停止について

次のような疾患に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止扱いとなります。

つきましては、診断書、または、下記の受診報告書を医師より記入していただき、登校する際に学校まで提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条より）

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）及び鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）

第二種 インフルエンザ（H5N1、H7N9 を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、及び結核

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜炎、その他の感染症

主治医 様

受診報告書について（依頼）

三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。つきましては、下記事項に記入していただきたく、お願い申し上げます。

受診報告書

小・中・高

年

名前

1. 病 名

2. 期 間

平成

年

月

日

～

平成

年

月

日まで

上記の疾患により安静・加療が必要と認めます。

平成

年

月

日

医療機関名：

医 師 名：